

平成 19 年 12 月 3 日  
新 調 査 検 討 室

## 経済センサス主要集計結果表について

### 1. 売上高等の集計結果表案について

#### (1)事業所単位の売上高(資料1 - 3の2P 参照)

主産業の売上高は、産業細分類で集計する。

従産業の売上高は、産業大分類で集計するが、一部の産業大分類については、統合・分割を検討する。

建設業、医療・福祉等の売上高の集計については、所管省と調整する。

#### (2)財・サービス単位の売上高(資料1 - 3の3、4P 参照)

主産業について、財の生産高・サービスの提供額を集計する。製造製品は「工業統計調査」の品目分類、卸売・小売業が扱う商品は「商業統計調査」の品目分類を基本とし、製造製品については、数量、年末在庫量、年初在庫額、年末在庫額を集計する。卸売業、小売業においては、事業所の産業分類別、商品別販売額表を集計することを検討する。主産業として鉱産物、製造製品を産出している場合は、製品の産出先情報について、県内、県外、輸出別に集計することを検討する。

特定のサービスの提供を主産業としている場合は、当該サービスの提供先情報について、産業大分類程度で集計することを検討する。

#### (3)会社等の経理項目(資料1 - 3の5、6P 参照)

法人企業、個人事業主、団体等(会社等)については、以下の経理項目を集計する。

「売上高」、「売上原価」、「販売費及び一般管理費」、「原材料購入額、仕入額」、「給与支給総額」、「減価償却費」、「租税公課」、「賃借料」、「外注費」

会社等については、以下の算式で付加価値額を集計する。

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益(売上高 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費)} + \text{給与支給総額} + \text{減価償却費} + \text{租税公課}$$

会社等で算出した付加価値額は、従事者数で傘下事業所に按分する。

#### (4)法人企業単位で売上高を把握する産業の扱い

売上高を法人企業単位で把握する産業については、付加価値額と同様、売上高について傘下事業所に按分して集計する。

## 2. 従業者数の集計結果表案について(資料1 - 3の9P 参照)

### (1)フェース事項

従業者を以下の就業上の地位、就業形態別に区分し、男女別に集計し、就業実態を把握する。

「個人事業主、無給の家族従業者、有給役員」、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」、出向・派遣の「送出者」、「受入者」

法人企業全体の従業者については、事業所単位と同じ事項を把握する。

調査期日は、原則として調査日現在とするが、売上高等の経理項目同様、平成22年の期間を多く含む1年間の決算の事業年度末現在も認めるものとする。

21年調査との整合性を図る。

### (2)特定産業で把握する事項

「正社員・正職員」の就業形態と異なる短時間労働の割合が多い「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」等においては、「パート・アルバイト等」及び「臨時雇用者」の合計に対して時間換算値を集計し、また、製造業においては、「工業統計調査」を踏襲し常用労働者の「月平均数」を集計し産業特有の就業実態を把握する。

特定の産業に対し「プログラマー」など特定の職種の人数を集計することについては、引き続き検討する。

### (3)「経済センサスの枠組みについて」との変更点

「出向・派遣送出者」の概念

「出向・派遣送出者」の把握について、「経済センサスの枠組みについて」では「正社員・正職員」のみを対象にしているが、「正社員・正職員」以外も出向・派遣として送出されている実態がうかがえるため、「雇用者」全体を対象とする。

男女別の把握

男女別の把握について、「経済センサスの枠組みについて」では従業者全体に対してのみ把握することになっているが、就業実態の的確な把握、既存調査の現状等を考慮し、すべての就業区分を対象とする。